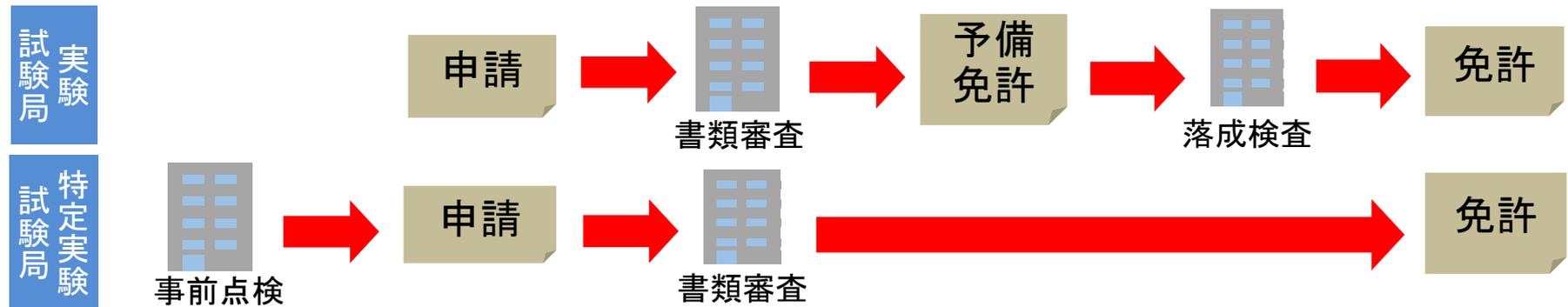


【提案項目】航空宇宙分野で利用する通信機器使用の規制緩和<愛知県提案>

現状と課題

- 無線局の開設は原則免許制であり、**無人宇宙飛行機**の研究開発・飛行実験（提案企業は愛知県、北海道、和歌山県、沖縄県で実施予定）において使用する通信機器については、「**実験試験局免許**」※¹あるいは「**特定実験試験局免許**」※²を取得する必要がある。（通信機器を構成する装置ごとに免許取得が必要）
- 実験試験局免許における落成検査、特定実験試験局免許における事前点検は、検査内容は技適※³取得時と同様のものであるにも関わらず、「**他の免許に対応する技適を取得した通信機器**」を技適取得時と同様の用途で利用する場合であっても、**再度検査を受けることが必須**となっている。
- 検査の実施にあたっては、**1機材あたり100万円程度の費用や2か月程度の期間を要し**、開発において大きな負担となっている。

<免許取得までの流れ>



- ※¹ 実験試験局 ……科学若しくは技術の発達のための実験、電波の利用の効率性に関する試験又は電波の利用の需要に関する調査を行うために開設する無線局であつて、実用に供しないもの
- ※² 特定実験試験局 ……周波数等をあらかじめ公示することにより短期で免許処理が可能となる実験試験局
- ※³ 技適 ……特定無線設備が電波法令の技術基準に適合していることの証明(技術基準適合証明、工事設計認証)又は端末機器が電気通信事業法令の技術基準に適合していることの認定(技術基準適合認定)

提案の具体的内容

趣旨

実験試験局、特定実験試験局の免許取得時、技適（技術基準適合証明、工事設計認証）を保有した機器をそのまま利用する場合は、免許取得における**検査又は点検を省略**できることとする。

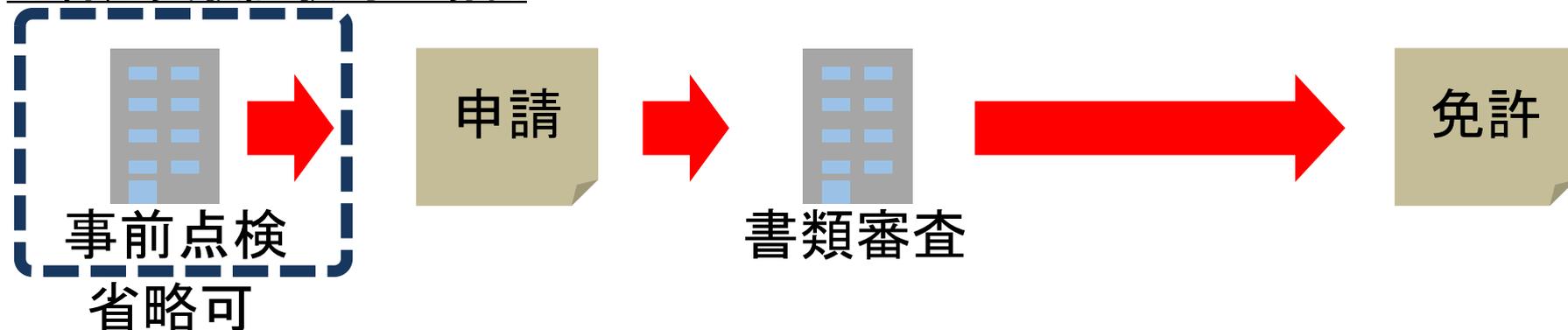
○実験試験局の場合

電波法第15条に定める簡易な手続きで免許を取得可



○特定実験試験局の場合

事前点検を省略して免許申請可



手続の簡素化により、飛行実験を迅速かつ低コストで実施・検証できるようになり、無人宇宙飛行機の開発を始めとした航空宇宙産業に係る研究開発が推進され、ひいては航空宇宙産業の国際競争力を強化することが期待できる。